

船橋市優良建設工事表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市が発注した建設工事（以下「本市発注工事」という。）を優秀な成績で完成させた工事（以下「優良建設工事」という。）等を決定し、受注者及び主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を表彰することにより、施工技術及び施工意欲の向上を図り、もって本市発注工事の品質向上に資することを目的とする。

(表彰区分)

第2条 表彰は次の区分により行うものとする。

- (1) 優良建設業者表彰 優良建設工事の受注者を表彰する。
- (2) 優秀現場技術者表彰 優良建設工事の技術者又はその他の技術者を表彰する。

(表彰基準)

第3条 本店が船橋市内にある建設業者が、表彰する年度の前年度（以下「表彰対象年度」という。）に完成させた請負代金額1千万円以上の工事のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 優良建設業者表彰

イ 船橋市工事成績評定要領に基づく工事成績評定点が75点以上の工事の受注者。

(2) 優秀現場技術者表彰

イ 船橋市工事成績評定要領に基づく工事成績評定点が75点以上の工事の技術者。

ロ 他の工事の模範となる取り組みを行った工事の技術者。

2 前項の規定を満たした建設業者が、前年度4月1日から表彰の日までに、次の各号のいずれかに該当するものは表彰しない。

(1) 船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置

(2) 船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置

(3) 船橋市入札参加資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置

(審査会)

第4条 優良建設工事等の審査及び表彰に関し必要な事項を検討するために、船橋市優良建設工事表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第5条 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 副市長（建設局担任）

(2) 建設局長

(3) 企画財政部長、都市計画部長、都市整備部長、道路部長、下水道部長及び建築部長

(会長及び副会長)

第6条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長は副市長、副会長は建設局長をもって充てる。

3 会長は、会務を掌理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会は、必要のつど会長が召集し会長が議長となり議事を整理する。

2 審査会の会議は、過半数の出席者をもって成立する。

3 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するものとする。

4 審査会において、優良建設工事等を選定したときは、その結果を市長に報告する。

(決定)

第8条 市長は、前条第4項の報告を受けたときは、優良建設工事等を決定する。

(表彰)

第9条 市長は、前条により決定した優良建設工事の受注者を優良建設業者とし、その技術者を優秀現場技術者として表彰する。また、第3条第1項第2号ロの規定に基づく技術者を優秀現場技術者として表彰する。

(庶務)

第10条 この要綱に関する庶務は、検査主管課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年3月31日以前に契約された建設工事については、改正前の要綱による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年度の表彰については、改定前の要綱による。

附 則

この要綱は、令和4年7月19日から施行する。